厚生労働省

熊本労働局

Press Release

報道機関各位

令和８年10月29日

【照会先】
熊本労働局
労働基準部　賃金室
賃金室長　　清水　公雄
賃金指導官　田尻　大悟
（電話）０９６－３５５－３２０２

最低賃金制度のマスコット
チェックマん



令和８年度熊本県特定（産業別）最低賃金の改正答申について
―熊本地方最低賃金審議会―

１．　熊本地方最低賃金審議会（会長　本田悟士）は、本年９月18日（金）熊本労働局長（金谷雅也）から二つの産業にかかる特定（産業別）最低賃金の改正決定について諮問を受け、熊本県特定（産業別）最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ね、本日、専門部会長から改正額の報告を受けました。

○　熊本県百貨店、総合スーパーマーケット最低賃金
※旧「熊本県百貨店,総合スーパー最低賃金」
時間額１，０３４円を５９円引上げ、時間額１，０９３円とする。
発効日（予定）　令和８年１２月２０日　　答申日　令和８年１０月２２日
当該産業の最低賃金は、令和４年１２月１５日発効の８５５円を最後に改正がなされておらず、最低賃金法第６条第１項により令和８年１月１日から熊本県最低賃金の１，０３４円が適用されていました。

○　熊本県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金
時間額１，０７４円を５７円引上げ、時間額１，１３１円とする。
発効日（予定）　令和８年１２月２７日　　答申日　令和８年１０月２８日

※今年度の特定（産業別）最低賃金は、熊本県最低賃金（１，０９２円）の発効日（令和８年１２月１日）から一定期間経ってからの発効となるため、熊本県最低賃金の発効日から、特定（産業別）最低賃金の発効日までの間、熊本県最低賃金（１，０９２円）が適用されます。また、二つの産業ともに専門部会による全会一致で決定されたため、最低賃金審議会令第６条第５項の規定により、専門部会の決議をもって審議会の決議として取扱い、専門部会による決議日に熊本労働局長への答申を行っています。

２．　この答申を受けて熊本労働局長は、発効日（予定）に向けて、答申内容に関する意見の受付などの所要の手続を進めてまいります。
　これらの熊本県特定（産業別）最低賃金は、対象産業で働く労働者（適用除外を除く。）に適用されます。

熊本県の特定（産業別）最低賃金額の推移

〇熊本県電子部品･デバイス･電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（%）
平成29年	782円	23円	3.03%
平成30年	807円	25円	3.20%
令和元年	832円	25円	3.10%
令和２年	836円	4円	0.48%
令和３年	863円	27円	3.23%
令和４年	896円	33円	3.82%
令和５年	940円	44円	4.91%
令和６年	996円	56円	5.96%
令和７年	1,063円	67円	6.73%
令和８年	**改正なし（注１）**	－	－

〇熊本県自動車･同附属品製造業、船舶製造･修理業、舶用機関製造業最低賃金

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（%）
平成29年	832円	24円	2.67%
平成30年	858円	26円	3.13%
令和元年	884円	26円	3.03%
令和２年	888円	4円	0.45%
令和３年	902円	14円	1.58%
令和４年	931円	29円	3.22%
令和５年	965円	34円	3.65%
令和６年	1,019円	54円	5.60%
令和７年	1,074円	55円	5.40%
令和８年	**1,131円**	57円	5.31%

〇百貨店，総合スーパー最低賃金

年度	時間額（円）	引上額（円）	引上率（%）
平成29年	740円	28円	－
平成30年	765円	25円	3.38%
令和元年	792円	27円	3.53%
令和２年	796円	4円	0.51%
令和３年	796円	－	－
令和４年	855円	59円	7.41%
令和５年	改正なし	－	－
令和６年	改正なし	－	－
令和７年	改正なし	－	－
令和８年	1093円	59円（注２）	5.71%

（注１）最低賃金法第６条により、令和８年１２月１日から熊本県最低賃金の時間額１，０９２円が適用されます。

（注２）令和７年度熊本県最低賃金（１，０３４円）からの引上げ額。